



# クロスボーダー人民元決済の現状

**Q** 2009年7月に人民元のクロスボーダー貿易決済が解禁され、その後人民元建て決済が可能な地域や決済項目の範囲が拡大されつつあるようですが、クロスボーダー人民元決済の開放状況の現状について教えてください。

## 1. クロスボーダー人民元決済の解禁

**A** 2009年7月1日より、中国人民銀行（以下、人民銀行）は一部の地域と企業に対し、貨物貿易取引に限定し、対外決済通貨として人民元の使用を試験的に認めました。

### ①人民元決済の段階的開放

当初の試行地域は、中国本土側が上海市、広東省の広州、深圳、珠海、東莞の合わせて5都市、本土外が香港・マカオ及びアセアン諸国、試行企業は、本土側が政府の認定を受けたパイロット企業に限られ、本土外はこれらのパイロット企業と貿易取引のある試験地域所在企業とされていました。

さらに、試行開始後1年が経った10年6月17日、国内試行地域として新たに18省・市・自治区が追加され、国外の試行地域は全世界に拡大、また対象取引はそれまでの貨物貿易に加え、サービス貿易<sup>(注1)</sup>とその他経常項目にまで拡大されました。（表1）

### ②クロスボーダー人民元決済の利用実績

人民元建て決済は、当初、試行地域に限られていたこと、輸出に伴う増値税還付が受けられるパイロット企業に限られていたこと、資本取引には利用できないこと、海外における為替リスクヘッジ手段や運用商品に限りがあること等の理由から、10年3月末までの利用実績の累計は219億4,000万元と同期間の貿易総額の僅か0.2%にとどまっていました。

その後、10年6月の試行範囲の拡大を受け、クロスボーダー人民元決済の利用は飛躍的に増加し、人民元決済の実績は10年通年で5,063億元、11年1～4月の累計は5,300億元と昨年の通年実績を上回る勢いで伸びています。

## 2. クロスボーダー人民元決済で出来ること・出来ないこと

クロスボーダー人民元決済は、貨物貿易決済から始まり、経常取引全般へと適用範囲が拡大し、その後も徐々に規制緩和が続いています。

### ①貨物貿易決済

経常取引のクロスボーダー人民元決済に当たって、中国側の企業は銀行経由で人民銀行に対し、事前に企業情報の登録を行う必要がありますが、原則当局許可の取得は不要です。

また、人民元建て貨物貿易決済の延払や前受けは、外貨建て決済に適用される貨物貿易項目下の外債枠管理<sup>(注2)</sup>の対象外とされています。この為、中国側企業は輸出入決済通貨を人民元建てとし、決済サイトを調整することで、機動的な資金調達が可能となります。

なお、輸出貨物貿易に対してはパイロット企業制度が適用され、原則、輸出に伴う増値税還付を受けることができる企業はパイロット企業に限定されます。<sup>(注3)</sup> 輸出パイロット企業の認定は09年7月時点ではわずか365社だったものが、10年6月のクロスボーダー人民元決済対象地域の拡大に伴い67,359社が追加され、今年6月に入ってから各地で第3弾（10年に開放地域となった地区では第2弾）の認定作業を開始しています。

### ②非居住者人民元口座

中国国内における非居住者の人民元口座については、09年7月の5都市におけるクロスボーダー人民元決済の試行開始に伴い、当該試験地域では国外機関による非居住者人民元口座に開設を認める規定を発表していましたが、10年9月2日付けで人民銀行総行はその他の地域でも共通の非居住者人民元口座に関する規定を公布しました。

ただし、非居住者が中国国内人民元口座を開設するには、人民銀行の認可取得が必要であり、資金用途についてはクロスボーダー人民元決済に基づく取引に限られ、中国国内銀行は資金決済の信憑性、合法性に対して厳格に審査を行うこととされており、また、原則現金取引は不可となっています。

### ③資本取引

中国国内企業の人民元建て国外直接投資については、1月6日付けで人民銀行が、当局の許可を取得した上で可能とする通知を公布しています。

また、中国国外企業の対内投資については、2月25日付けで商務部より、国外投資者がクロスボーダー貿易決済で得た収入または合法的に取得した人民元を以って取る人民元建て外商直接投資<sup>(注4)</sup>を行う際の手続きに関する通知を発表しています。

人民元建て外商直接投資に関する監督官庁は、前述の商務部のほか、外貨管理局と人民銀行となっており、商務部の上記規定を受けて、4月7日付けで国家外貨管理局が、6月8日付けで人民

表1：クロスボーダー人民元決済の概要

		クロスボーダー人民元決済の開放状況
対象地域	国内	20省・自治区・直轄市：上海市、広東省（全域）、北京市、天津市、重慶市、遼寧省、吉林省、黒龍江省、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、湖北省、海南省、四川省、雲南省、内モンゴル自治区、広西チワン族自治区、チベット自治区、新疆ウイグル自治区
	国外	全地域
対象企業	国内	上記地域に所在する企業。ただし、中国からの貨物貿易に対しては、パイロット企業管理制度（*）が適用される。
	国外	明確な規定なし。
対象取引		輸入貿易、サービス貿易等の経常取引。（中国側）輸出貿易については、中国側企業に対し、パイロット企業管理制度（*）が適用。資本取引については、商務部、外貨管理局、人民銀行の事前許可取得が必要。（地域により運用が異なる場合がある）

（注）\*パイロット企業：人民銀行等が審査認定。非パイロット企業は輸出時の増値税還付の適用不可。輸出決済自体は可能。11年7月現在、認定企業数は6万7,724社。（ただし、地域により運用が異なる場合がある）（出所）中国人民銀行、商務部、外貨管理局等資料に基づき三菱東京UFJ銀行が作成。

図1：クロスボーダー人民元決済の試行適用範囲

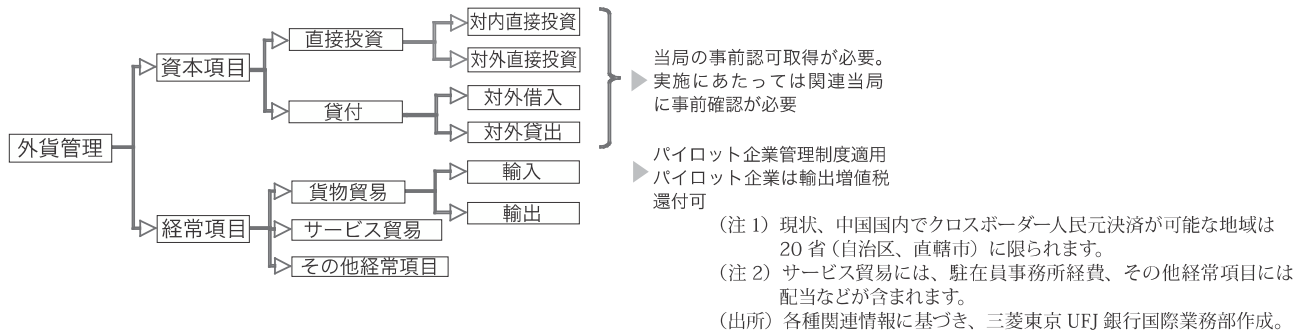


表2：クロスボーダー人民元決済に係わる主要政策一覧

公布日	規定 (公布機関)	主な内容
2009年7月1日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法」(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会公告[2009]第10号)	中国国内パイロット地帯(上海、広州、深圳、東莞、珠海)所在のパイロット企業と香港・マカオ、アセアンの企業との間の貿易決済を人民元で行うことを解禁。
2010年6月17日	「クロスボーダー貿易人民元決済試行の拡大に関する問題の通知」銀發[2010]186号(中国人民銀行、財政部、商務部、税関総署、国家税務総局、銀監会)	中国国内パイロット地帯を20省(自治区、直轄市)まで拡大、国外対象企業所在地の制限を撤廃。取引対象をすべての経常項目に拡大。
2010年9月2日	「国外機構の国内人民元銀行決済口座管理弁法」銀發[2010]249号(中国人民銀行)	中国全域で国外機構による国内人民元銀行口座の開設とクロスボーダー人民元決済での使用が可能に。
2011年1月6日	「国外直接投資人民元決済試行管理弁法」中国人民銀行公告[2011]第1号(中国人民銀行)	許可を得た国内機構の人民元建て国外直接投資を解禁。
2011年2月25日	「外商投資管理業務の関連問題に関する通知」商資函[2011]72号(商務部)	国外投資者がクロスボーダー貿易決済または合法的に取得した人民元を以って外商直接投資(企業の新設、既存企業への増資、国内企業の合併・買収、国内企業への融資等)を申請する際の手続きを規定。
2011年4月7日	「国家外貨管理局総合同によるクロスボーダー人民元資本項目業務操作関連問題を規範化することに関する通知」匯綜發[2011]38号(国家外貨管理局)	人民元建て国外直接投資業務と人民元建て外商直接投資に係わる手続きを明確化。
2011年6月3日	「クロスボーダー人民元業務関連問題の明確化についての通知」銀發[2011]145号(中国人民銀行)	クロスボーダー人民元決済関連業務の手続きを明確化。人民元建て外商直接投資について、個別案件としての申請手続を明確化。クロスボーダー人民元決済に係る人民元為替売買業務に対する管理強化。

(出所) 各種関連通知に基づき、三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成。

銀行が、それぞれ具体的手続きに関する規定を公表しています。(注5)

ただし、外貨管理局の手続きと人民銀行の手続きとの相互の関係が明らかではないこと、人民銀行の規定では、「人民元建て外商直接投資は、いまだ個別案件ごとの試行段階にあり、実施にあたっては人民銀行総行が個別試行案件審議会を開き、集中審議を行う」としていること等から、現状、人民元建ての出資や親子ローンの実行には相当な時間を要するものと思われます。(図1、表2)

### 3. クロスボーダー人民元決済の更なる開放に向けて

クロスボーダー人民元決済の促進は、第12次五カ年規画(2011~15年)においても目標の一つに掲げられ、人民銀行は年内にも実施地域を中国全域に拡大し、輸出パイロット企業管理制度の廃止を目指すとの方針を表明していますが、一方で、急速な開放に対しては慎重な姿勢を示しています。

先般、6月3日付けで人民銀行が公布したクロスボーダー人民元決済業務に関する通知(銀發[2011]145号)では、クロスボーダー人民元決済の手続きを明確にし、人民元決済の利便性向上を図るとともに、銀行に対し人民元決済の裏付けとなる実需取引や決済後の資金フローの確認の厳格化を求め、また中国国外のクロスボーダー人民元決済銀行と中国国内代理銀行との間の人民元売買の管理を強化しています。

その背景には、昨年来高まるインフレ圧力に対し、度重なる預

金準備率の引き上げ、利上げや、最近では人民元高の容認まで、当局があらゆる手段を講じて対応する中、インフレ要因の一つと見られる海外からのホットマネーの流入傾向が止まないため、クロスボーダー人民元決済を通じた海外からの人民元流入に対しても政府が神経を尖らせているという事情があるものと思われます。

クロスボーダー人民元決済は、人民元の国際化の実現に向けてこれからも確実に開放が進むものと予想されますが、同時に、人民銀行が指摘しているように、クロスボーダー人民元決済は未だ試行段階にあることから、中国当局は人民元決済業務の運用の実態を見据え、経済金融情勢に応じて、緩急をつけつつ規定の整備を進めていくものと思われ、引き続き当局の動向に注意が必要です。

(注1) 実態的にはすでにサービス貿易取引の人民元決済は認められていた。  
(注2) 延払/前受の対外支払/外貨受取可能限度額=直近12カ月の輸入支払額/輸出受取額×コントロール比率-(確認済支払/受取登録額-延払/前受消込確認額)  
\*コントロール比率=基礎比率(20%) + 調整比率(上限を設けない)  
\*1回当たりの引出登録額が5万米ドル相当以下の場合には限度管理対象外  
(注3) 人民元建ての輸出決済そのものは可能。ただし、地域により適用が異なる場合がある。  
(注4) 企業の設立、既存企業への増資、国内企業の合併・買収、国内企業への融資等。  
(注5) 人民銀行宛て申請手続。国内決済銀行経由、副省級都市の人民銀行に申請提出⇒副省級都市の人民銀行総行に申請提出⇒人民銀行総行は個別試行案件審議会で集中審議の上、承認回答⇒副省級都市の人民銀行より中国国内決済銀行宛に届出通知書を発行。